

行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

びぶろす—Biblos

100号（令和7年4月）

『びぶろす』電子版 100号



表紙画像：

(左)『びぶろす』 vol.1, no.1 (1950年4月) の表紙

(中央)『びぶろす』 1号 (1998年10月、国立国会図書館ホームページ上で公開した版)

(右)『びぶろす』 56号 (2012年5月) の表紙

100号（令和7年4月） 目次

+++++ 『びぶろす』 電子版 100号 +++++

『びぶろす』 電子版 100号に寄せて

国立国会図書館長 倉田 敬子 2

支部図書館を支える人々の情熱にふれて

元 国立国会図書館専門調査員 江澤 和雄 3

『びぶろす』 75年の歩み

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 吉間 仁子 7

+++++ +++++

令和6年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 12

国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）の現状と課題

国立国会図書館関西館長 諏訪 康子 13

法務図書館の最近の動きと課題

前 支部法務図書館 兼任司書 白石 裕一 20

文化庁分館の最近の動きと課題

支部文部科学省図書館文化庁分館 副長 田中 康成 23

支部特許庁図書館の最近の動き（現状）と課題

支部特許庁図書館 兼任司書 岡部 裕
特許庁総務部普及支援課 資料第一係長 佐藤 光昭 27

国立教育政策研究所教育図書館を見学して

支部農林水産省図書館 農林水産政策研究所分館 丸島 文乃 31

『びぶろす』電子版 100号に寄せて

国立国会図書館長 倉田 敬子

この度、『びぶろす』電子版が 100号を迎えました。

『びぶろす』は、昭和 25（1950）年 4月に創刊し、国立国会図書館の支部図書館である行政・司法各部門の図書館及び民間調査機関や地方議会図書室等といった専門図書館を結ぶ情報誌として、その役割を果たしてきました。平成 10（1998）年 10月からは電子版での無償刊行に移行したため、より広い範囲の方々に読んでいただける環境ができました。電子書籍・電子雑誌は当たり前のものとなった今日でも、紙版をやめて電子版のみとする雑誌は日本ではまだ少数です。当時において電子版のみでの出版は大きな決断であったと思います。この情報誌が、皆様のこれまでの御支援と御愛読のもとで、現在でも図書館間の交流の一助となっていることに心から感謝申し上げます。

行政・司法各部門の支部図書館及び専門図書館は、国の活動や各専門分野の活動を支える重要な役割を担う組織です。情報流通の変革が進みデジタル情報の流通が飛躍的な広がりを見せている現在の状況においては、各図書館は従来の紙媒体の資料の収集・保存・提供に加え、データベース、電子雑誌・電子書籍の導入をはじめ、所蔵資料のデジタル化やインターネット情報の組織化を図ること等、多様な手段を通じて利用者が必要とする資料と情報を、効率的かつ正確に提供することが一層求められています。

それぞれの図書館が置かれている状況はさまざまですが、利用者に必要な情報や資料を提供するために、図書館員自らが必要なサービスを考え、具体化していくことが重要だと考えております。国立国会図書館は、『びぶろす』の刊行や各種研修の実施を通じて、引き続き皆様をサポートしてまいります。

本号では、『びぶろす』が電子化した平成 10年からの数年間、国立国会図書館と支部図書館の協力関係の発展に尽力した元職員による記事も掲載しております。支部図書館を支えた当時の人々の取組や情熱を知り、同時に、行政・司法各部門の図書館及び専門図書館におけるサービスの今後の方向性を考えるきっかけになりましたら幸いです。

『びぶろす』では、支部図書館や専門図書館の活動に役立つ情報を、今後も発信していく所存です。最後に、電子版 100号という節目を迎えられたことに改めて感謝の意を表するとともに、これからも変わらぬ御支援と御愛読を賜りますよう、お願い申し上げます。

支部図書館を支える人々の情熱にふれて

元 国立国会図書館専門調査員 江澤 和雄

1 はじめに

情報技術の飛躍的な進歩とそれに伴う図書館を取り巻く環境の大きな変化のなかで、図書館は、「単なる資料やコンテンツの提供機関に甘んじるのではなく、新たな機能、役割を考え」、「利用者ニーズや社会の変化をとらえ、それを先取りした新しいシステムやサービスの開発・導入を志向することが必要」であると言われる¹。支部図書館課²に平成 10（1998）年 4 月から平成 15（2003）年 3 月までの 5 年間に在籍し、支部図書館で働く人たちとの仕事や交流を通じて、図書館サービスが職員の日々の努力の積み重ねと仲間の人たちとの協力・協働、そして交流により実現されるものであることを、改めて実感することができた。そして、長年にわたり、そうした支部図書館や専門図書館のその時々を、そこに携わる人々の交流や、図書館を取り巻く状況とともに伝えてきたのが『びぶろす』であった。

『びぶろす』を読み返しながら、支部図書館の方々とともに取り組んだ仕事の中から、特に印象に残っている、今日の支部図書館の新たなスタートとなった中央省庁等改革に伴う支部図書館再編を中心に、支部図書館を支える人たちの情熱にふれた日々の思い出の一コマをお伝えしたい。

2 50 周年記念シンポジウム

平成 10（1998）年 11 月 27 日に行われた支部図書館制度 50 周年記念行事では、記念挨拶や祝宴とともに行われた記念シンポジウム「政府情報の流通と管理」が、時宜を得た内容で、幅広い図書館関係者の注目を集めた。記録を読み返しながら、質疑応答のなかのいくつかのやりとりが蘇ってきた。たとえば、電子出版物の納本の問題、図書館が提供する情報の有償化の是非、所在情報だけでなくコンテンツまで提供するシステム開発などであり、公共図書館における Web-OPAC の利用が進められ、図書館資料のデジタル化が急速に進展するのが 2000 年代に入ってからになるので³、それを見据えた様々な議論が交され、検討が進められていた当時の状況の一端を知ることができる。そして、国民が図書館を通じて政府情報に無償アクセスできるようにしていきたいという考え方や、図書館の情報基地としての役割、情報の連鎖を作って後世に残していくという図書館の使命、などについての発言が、今も印象に深く残っている⁴。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 4 月 4 日である。

¹ 細野公男・長塚隆『デジタル環境と図書館の未来』日外アソシエーツ、2016.3, p.240. [国立国会図書館請求記号：UL11-L34]

² 組織再編により平成 17（2005）年 4 月に支部図書館・協力課となる。

³ 長塚隆『挑戦する公共図書館—デジタル化が加速する世界の図書館とこれからの日本—』日外アソシエーツ、2018.11, p.15-21. [国立国会図書館請求記号：UL241-L4]

⁴ 松下さや子「国立国会図書館支部図書館制度50周年記念シンポジウム「政府情報の流通と管理」」『びぶろす』電子化2号、1998.12. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3525980>>

国立国会図書館編『政府情報の流通と管理—国立国会図書館支部図書館制度 50 周年記念シンポジウム記録集—』国立国会図書館、1999.5, p.63-83, 参照。[国立国会図書館請求記号：AZ-311-G172] <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13899902>>

3 中央省庁等改革に伴う支部図書館の再編

大規模な中央省庁等再編は、平成 13（2001）年 1 月に実施されたが、これに伴う行政部門支部図書館の再編に関しては、中央館では平成 11（1999）年に入ってから本格的な検討を始めている。

まず、法改正が伴うことから、「国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律」（以下、「支部図書館法」という。）を制定時まで遡り、その後の改正経緯とともに各支部図書館の変遷を確認した。また、支部図書館の地位の向上や、予算の充実と定員の増員等に関わる国立国会図書館連絡調整委員会の勧告と両院議院運営委員会の措置、さらには支部図書館の制度上の地位と機構を明確化することにより機能の充実をはかるために、支部図書館制度審議会が 7 年以上に及ぶ調査審議を経てまとめた「支部図書館制度審議会具申書」などを読み返した。そのうえで、それらをもとに各支部図書館が抱える課題等を中央館として整理し、支部図書館長や職員の方々との話し合いのための材料を揃えて、準備を進めた⁵。

大規模な省庁再編では、合理化による人員・予算の削減が予想されたため、統合される支部図書館には、必要な人員・予算の確保が大きな関心事となった。支部図書館課では、総務課、会計課と協力して、関係省の担当者への説明等を行うとともに、『行政・司法各部門支部図書館要覧』と『国立国会図書館年報』を携えて各支部図書館を訪れ、支部図書館の充実の必要性を改めて説明するとともに、支部図書館長や職員の方々との話し合いを通じて、支部図書館側からの所属省庁への働き掛けもお願いした。その際に拠り所とされたのが、支部図書館法に規定された支部図書館長の設置（同法第 2 条第 1 項）、専任の職員の設置（同第 3 条第 1 項）、職員の定数は各行政機関の長が国立国会図書館長と協議して決める、いわゆる「協議定数」（同第 4 条）、および、当時は予算統一要求として行っていた支部庁費の確保であった。当時の支部図書館は 35 館、分館は 11 館で、連日のように霞が関界隈を中心に各支部図書館をまわって、事情聴取や懇談を行い、支部図書館制度への理解を深めていただいた。再編のない支部図書館にも出向いて、中央省庁等改革の影響等について話を伺った。

ところで、各支部図書館の方々との話し合いの中でよく話題になったのが、人員や予算や施設の規模も含めた支部図書館のあるべき姿とはどのようなものかという点だった。各支部図書館は、各省庁・裁判所の図書館としてそれぞれの設立経緯や歴史、文化、特色を持っており、一様ではない。当時は、職員が 20 名以上の館が 7 館ある一方で、10 名以下の館が 24 館という状況でもあった⁶。中央館としては、モデルとなる支部図書館の姿を提示することはできない。各省庁の人員や予算に直接関わることもできない。しかし、必要な人員と予算を確保して充実した図書館サービスを行っている他の支部図書館の姿を詳細に伝えることで、少ない人員

⁵ 法改正経緯は、日本法令索引 DB を検索、参照。<<https://hourei.ndl.go.jp/#/>>

国立国会図書館連絡調整委員会の勧告や両議院図書館運営委員会の措置、支部図書館制度審議会の具申書は、以下を参照。国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史 資料編』国立国会図書館，1980.3, p.196-207, p.288-295.[国立国会図書館請求記号：UL214-7] <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9670567>>。近年の支部図書館の変遷については、「中央省庁等改革後の支部図書館の変遷」『デジタル時代の国立国会図書館 1998-2018 国立国会図書館七十年記念館史』国立国会図書館，2021.3, p.283。<<https://dl.ndl.go.jp/pid/11645818>>

⁶ 国立国会図書館図書館協力部編『行政・司法各部門支部図書館要覧 平成 8 年版』国立国会図書館，1997.3, p.8。[国立国会図書館請求記号：UL314-G6]。また、『国立国会図書館年報』の各年度版に、各支部図書館の職員数と「協議定数」が掲載されている。

と予算で困難を抱えながら運営している支部図書館には大いに参考にさせていただいた。各支部図書館間でも情報交換が行われていたが、中央館が各支部図書館をまわって話を聞き、全体の状況を把握したうえで、各支部図書館と情報交換を行いながら、支部図書館間の情報共有を図ったことには大きな意味があったと思う。また、支部図書館の再編が先行して行われた館には、具体的な取り組みについて詳細を伺い、これから再編を進める他館の参考にさせていただいた。そして、各支部図書館での事情聴取などでは、各支部図書館の方々との日常的な意見交換等が大いに役立った。支部図書館長にまず話をもっていくのが良い館もあれば、係長や課長補佐、副館長と順に話をするのが良い館もある。各館の事情にあわせて事情聴取や説明を行うことができた。そして、話を進めるうえで、兼任司書の方々には、大変ご尽力いただいた。

また、再編に伴い支部図書館の位置づけから外れる図書館については、どのような対応が必要かを検討しなければならなかった。まず、参考になる前例がないかどうか、古い文書の綴りを制度発足当初まで遡って調べてみた。すると、昭和28(1953)年の省庁再編に伴い支部図書館ではなくなる図書館との間で交わした「相互協力に関する申し合わせ」が見つかった。これを参考に、同様の申し合わせを行う対応をとるべく、対象となる支部図書館に伺って、説明と相談を行った。幸い、各館の同意が得られたことで、そのように対応がなされることとなった。独立行政法人となった支部図書館についても、同様の対応がなされた。

再編後の新しい支部図書館を巡ったときには、支部図書館が行うサービスに情熱をもって取り組まれている職員の方々の姿に深く感銘を受けた。

4 支部図書館と中央館の交流

支部図書館と中央館は、定期的な話し合いの場、すなわち中央館・支部図書館協議会や幹事会、兼任司書会議等の場で、様々な方針等を決め、また中央館の館長と支部図書館長の懇談会も実施してきたが、そうした会議に向けては事前に各支部図書館をまわって事情聴取や打ち合わせ等を行っていた。そして、そうした折に各支部図書館のその時々での取り組みや抱える課題等を伺い、懇談することで、各支部図書館の現状を知ることができた。



写真1 支部図書館職員長期勤続感謝状贈呈

毎年12月には、支部図書館と中央館の職員が一堂に会して年忘れの会を開き、その一年を振り返った。

また、当時は毎年、各県の公共図書館や議会図書室等を訪問し、見学・説明聴取・懇談等を

また、毎年4月期、7月期を中心に、新たな支部図書館長の任命が行われ、兼任司書の発令も随時行われたが、その際、新館書庫等の見学案内を行いながら、省庁職員の支部図書館利用や各支部図書館の実情などについて話を聞くこともできた。さらに、支部図書館に永く務めた方を対象とした支部図書館職員長期勤続感謝状贈呈(写真17)では、式後の会食で苦労話なども聞かせていただいた。

7 「平成14年度行政・司法各部門支部図書館職員への感謝状贈呈」『びぶろす』電子化18号, 2002.10. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3525996>> に掲載した写真を再掲。

行う「中央館・支部図書館各地区調査研究」が実施されており、私も平成10(1998)年10月の神戸・大阪の回に参加した。神戸では、市立中央図書館や神戸大学附属図書館の震災文庫で、困難を抱えながら被災後の図書館復興に取り組んだ様子などを伺い、大阪では、歴史的建造物である府立中之島図書館や、膨大な開架資料を誇る府立中央図書館などを見学した。また、両県の議会図書室の見学では、限られた職員と少ない所蔵資料で、議員利用が少ない実情や悩みなどについて話を伺った⁸。

仕事を離れては、交流の場として、春のハイキングや秋の自然散策などが、OBOGを中心とした支部図書館・中央館親睦会により行われていた。こうした職員同士の交流は、各支部図書館と中央館との意思疎通を円滑にし、双方向コミュニケーションにも役立っていたように思う。

5 おわりに

「立法府に設置された図書館が、行政機関や最高裁判所に設置された図書館を支部図書館として位置」づける支部図書館制度は世界にも例がない⁹ものとして注目されてきたが、「支部図書館の運営について各省各庁の自治権を尊重する制度となっている」¹⁰ため、これまでも、「支部図書館が所属省庁で発生した情報を完全には把握していないため、中央館が支部図書館を通じて資料を入手できない場合が往々にしてある」¹¹ことや、「国立国会図書館の一組織である支部図書館は、国民への公開も視野に入れることが望ましいが、実際は各行政・司法機関の内部組織という性格もあって、全面公開されているものは僅かである」¹²などの問題が指摘されてきた。また、アーカイブスの原理をふまえて支部図書館制度の内実を改めていく必要性を説く声もある¹³。世界の国立図書館を取り巻く環境も大きく変化してきている今日、時代の要請を先取りした取り組みもその役割として担っていくことになるであろうが、そうした取り組みにも、支部図書館や専門図書館と中央館との人的交流や双方向のコミュニケーションは欠かせないものであるように思う。デジタル・プラス時代の図書館として、各支部図書館もネットワークの接点としてのプラットフォーム¹⁴となり、さらなる歩みを進めていってほしい。そして、今後の『びぶろす』もそうした支部図書館の「いま」を伝えていってほしい。

(えざわ かずお)

⁸ 「第46回行政・司法各支部図書館職員 兵庫県・大阪地区図書館調査研究」『びぶろす』電子化2号, 1998. 12. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3525980>>

⁹ 中井万知子『夢見る「電子図書館」』郵研社, 2023.9, p.30. [国立国会図書館請求記号: UL214-M4]

¹⁰ 末続義治「支部図書館制度(国立国会図書館)の創設者 C.H.ブラウンの業績について」『図書館学会年報』30(3), 1984.9, p.117. <https://doi.org/10.20651/ajsls.30.3_108>

¹¹ 国立国会図書館監修, NDL入門編集委員会編『国立国会図書館入門』三一書房, 1998.5, p.65. [国立国会図書館請求記号: UL214-G6]

¹² 同上。

¹³ 岡田順太「憲法秩序とアーカイブスー「国権の最高機関性」論・再考ー」『白鷗大学法科大学院紀要』5, 2011.10, p.20-21. <<https://hakuoh.repo.nii.ac.jp/records/547>>

¹⁴ ジョン・ポールフリー著(雪野あき訳)『ネット時代の図書館戦略』原書房, 2016.1, p.251-253, 参照。[国立国会図書館請求記号: UL11-L31] なお、本書では、「デジタル・プラス」とは、資料がデジタル形式で作られ、その後さまざまなフォーマットに直されることを意味する。あるものは印刷され…(中略)…あるものはデジタルのままである」(p.251.)とされている。

『びぶろす』75年の歩み

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 吉間 仁子

1 はじめに

国立国会図書館の支部図書館制度は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき行政及び司法の各部門に対して図書館奉仕を提供するために設けられた図書館ネットワークである。

昭和 25（1950）年 4 月に創刊された『びぶろす』は、国立国会図書館にとって最初の広報誌であり 1、行政及び司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌として、支部図書館制度とともに歩んできた。平成 10（1998）年 8 月号をもって冊子体での刊行を終え、同年 10 月から、国立国会図書館ホームページでの刊行（電子化）となった²。今号で電子化してから 100 号を迎えるにあたり、簡単に約 75 年の歩みを振り返りたい。

2 『びぶろす』の創刊

『びぶろす』は、支部図書館を広報するために創刊された。そのきっかけは、国立国会図書館の中央館³と支部図書館で、相互に視察を行い、図書館業務の改善策を熱心に研究したところ、省庁内で図書館業務の重要性を認識させることが先決である、と担当間で意見が一致したことだったという⁴。誌名はのちの特許庁図書館長中柴武雄氏が提案したギリシャ語 βιβλος に由来し、それを平仮名としたのは、初代国立国会図書館長・金森徳次郎の発意であった（図 1）⁵。

昭和 27（1952）年 3 月には、行政・司法部門支部図書館や民間調査機関や地方議会図書室で構成される専門図書館協議会が設立⁶された。『びぶろす』は、昭和 35（1960）年 1 月に『専門

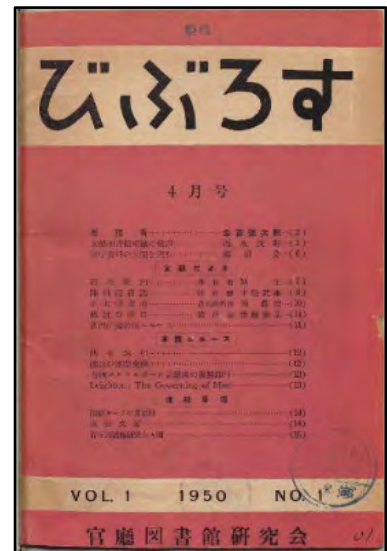


図 1 『びぶろす』1巻1号
（昭和 25（1950）年 4 月）

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 4 月 4 日である。

1 国立国会図書館。「国立国会図書館小史」

<https://www.ndl.go.jp/aboutus/outline/history/short_history.html>

2 『びぶろす』は全号国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧することができる。

・冊子体 1(1)から 49(8)まで<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9668462>>（国立国会図書館内/図書館・個人送信限定）

・電子化 1 号から最新号まで<<https://dl.ndl.go.jp/pid/3525446>>（インターネット公開）

3 現在は、東京本館、関西館及び国際子ども図書館を「中央館」としている。

4 酒井悌「びぶろす誕生の記」『びぶろす』21(1), 1970.1, p.1-4. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664227>>

酒井悌「びぶろす誕生の前後」『びぶろす』38(4), 1987.4, p.85-90. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664451>>

5 吉田フミ「『びぶろす』とともに= My fifteen years with “Biblons”」『びぶろす』27(3), 1976.3, p.23-25.

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664308>>

なお、1 巻 1 号の表紙に「官庁図書館研究会」の文字が見られる。前掲注 4 によると、これは、印刷費を賄うため、当初、刊行名義を国立国会図書館支部図書館部発行分と官庁図書館研究会発行分に二分していたことによる。

6 専門図書館協議会の設立時における支部図書館、地方議会図書室及び国立国会図書館との関係については以下を参照。専門図書館協議会 30 年史編纂小委員会『専図協三十年のあゆみ』専門図書館協議会, 1982.6.

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/12277151>>

鈴木良雄ほか「専門図書館協議会：一元化までの軌跡と将来展望」『びぶろす』68, 2015.4.

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9475411>>

『図書館協議会会報』⁷が創刊されるまでの同協議会の機関誌を兼ねた時期を経て、その後も現在に至るまで専門図書館との連絡情報誌として、行政・司法部門支部図書館だけでなく、企業の調査部門や図書館、関連団体からの御寄稿を受けている。

なお、専門図書館協議会の設立の背景の一つには、戦後、民間調査機関や地方議会図書室から、当時入手が困難だった政府による統計や各種調査が掲載された官庁出版物の入手・利用を要望する声が高まったことがある⁸。

専門図書館界の要望に応えるように、早くも1巻2号（昭和25（1950）年5月）から、政府出版物の刊行情報（「官庁・協会加盟機関資料速報」など）の連載が開始されている。6巻（昭和30（1955）年）からは政府刊行物と民間調査研究部門刊行資料の情報を選択的に掲載する「資料月報」に変わり、24巻4号（昭和48（1973）年4月）まで続いた⁹。

こうした官庁出版物に関する情報に加え、冊子体時代の『びぶろす』の特徴的な記事としては、支部図書館による各府省庁の刊行資料やコレクションの解題、自治体における地方議会図書室の状況報告などが挙げられる。支部図書館がそれぞれの主題に関する専門図書館と結成した各種連絡会¹⁰の活動記録も見受けられる¹¹。ごく初期から掲載されてきた海外の図書館界や図書館情報学の動向を伝える記事¹²は、現在の国立国会図書館関西館が運営する『カレントアウェアネス・ポータル』¹³の先駆けともいえよう。

1950年代末には業務機械化の話題が出始め、1980年代には書誌情報のオンライン化、1980年代の終わりにはCD-ROMなどの媒体での情報検索¹⁴が登場する。1990年代には、インターネットの普及に呼応して図書館のホームページの開設が始まり、『びぶろす』誌上でも中央館や支部図書館のホームページの紹介記事が掲載された¹⁵。「電子図書館」¹⁶という概念も登場し、『びぶろす』においても冊子時代の末期から関連記事が掲載されている。長尾真元国立国会図書館長（執筆当時は京都大学附属図書館長）寄稿の「電子図書館時代に向けての図書館の将来像」¹⁷では、理想の電子図書館、克服すべき課題、電子図書館へのステップが述べられた。

⁷ 専門図書館協議会機関誌委員会編『専門図書館協議会会報』，専門図書館協議会，[1960]-1969.[国立国会図書館請求記号：Z21-3]

⁸ 前掲注6『専図協三十年のあゆみ』p.8など。

⁹ 「資料月報欄の廃止について」『びぶろす』24(5)，1973.5，p.24-25. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664271>>

¹⁰ 法律図書館連絡会（昭和30（1955）年の発足当初は「法律関係資料連絡会」）、運輸関係図書館連絡会（昭和45（1970）年発足）など。

¹¹ 熊田淳美「専図協の50年と国立国会図書館」『専門図書館』193，2002，p.1-8. [国立国会図書館請求記号：Z21-3] これらの連絡会は当時の国立国会図書館支部図書館部長の枝吉勇の呼びかけによってなされたとの言及がある。

¹² 国立国会図書館図書館学資料室「米国政府図書館の趨勢」『びぶろす』4(10)，1953.10，p.12-13. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664021>>など。

¹³ 国立国会図書館関西館「カレントアウェアネス・ポータル」 <<https://current.ndl.go.jp>>

¹⁴ 井出翁「オンライン検索からオンディスク検索へ CD-ROMの図書館業務へのインパクト」『びぶろす』38(10)，1987.10，p.234-246. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664457>> など。

¹⁵ 田頭味和「ホームページ制作にまつわるいろいろな話 航空宇宙技術研究所の場合」『びぶろす』49(2)，1998.2，p.39-42. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664593>> など。同研究所図書館は当時、支部科学技術庁図書館分館でもあった。

¹⁶ 国立国会図書館における電子図書館事業の進展は、以下に詳しい。中井万知子『夢見る「電子図書館」』郵研社，2023.9，p.30. [国立国会図書館請求記号：UL214-M4]

¹⁷ 長尾真「電子図書館時代に向けての図書館の将来像」『びぶろす』47(10)，1996.10，p.222-226. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664575/>>

3 『びぶろす』の電子化

『びぶろす』は、49巻8号（平成10（1998）年8月）で冊子体を停止し、国立国会図書館の定期刊行物としては最も早く、同年10月から、国立国会図書館ホームページでの刊行（電子化）となった。49巻8号の巻頭記事によれば、当時の財政状況から広報類の大部分の刊行物は電子情報により提供することになったことが電子化の理由であるが¹⁸、発行部数が限られていた『びぶろす』が、国立国会図書館ホームページに掲載することによって多くの人にアクセスしてもらえるようになったといえる。

図2は、平成14（2002）年10月1日時点で国立国会図書館のページに掲載されていたもの¹⁹で、国立国会図書館デジタルコレクションで現在見られる『びぶろす』電子化1号とは、国立国会図書館ホームページのその間のリニューアルに伴い、見た目が異なる。

現在のように表紙・裏表紙を加えたPDFファイルを提供するようになったのは、56号（平成24（2012）年5月）からである（図3）。これ以降、号数は継承しつつも号数表示から「電子化」を外し、現在に至る²⁰。

電子化した版では、支部図書館を含む専門図書館の紹介や、会議・研修などのイベント報告のほか、平成23（2011）年8月（電子化53号）からは、特集・テーマに沿った記事の掲載もしている。『政府機関図書館のためのガイドライン』（国際図書館連盟（IFLA）の政府機関図書館分科会及び政府情報・官庁出版物分科会）の策定経過²¹や、「政府情報を扱う図書館員へのアンケート結果：国際図書館連盟（IFLA）政府情報・官庁出版物分科会（GIOPS）による調査の紹介」などは、『びぶろす』ならではの特徴的な記事だろう。



図2 『びぶろす』電子化1号（平成10（1998）年10月）

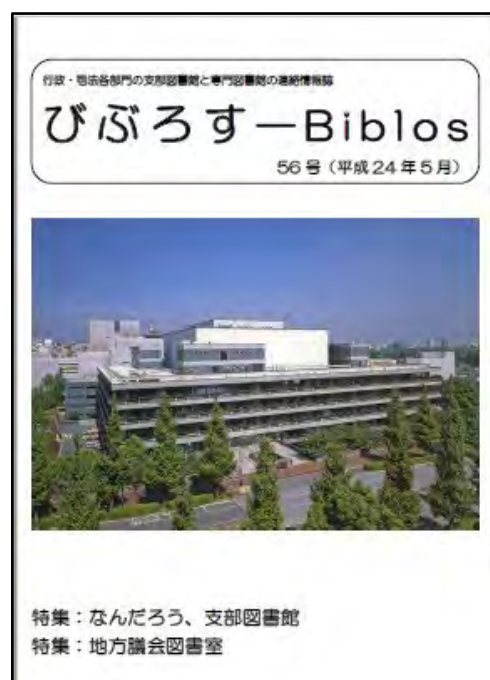


図3 『びぶろす』56号（平成24（2012）年5月）

¹⁸ 大竹光治『『びぶろす』刊行のひとつの区切り』『びぶろす』49(8), 1998.8, p.172. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664599>>

¹⁹ 国立国会図書館協力部『びぶろす』平成10年10月号（電子化1号）.（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存された平成14（2002）年10月1日時点のページ） <<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235817/www.ndl.go.jp/publication/biblos/backnumber/1998/10/index.html>>

²⁰ 高三瀨美穂『『びぶろす』について』『びぶろす』56, 2012.5. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3532195>> 記事中では「電子版」を号数表示からとったと記述している。

²¹ J.W.マンスフィールド.「1. 国際図書館連盟(IFLA)政府機関図書館のためのガイドライン」『びぶろす』国立国会図書館総務部. 電子化42号, 2008. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3526020>>

4 『びぶろす』電子化以後

4.1 中央省庁等再編と支部図書館

平成 11 年（1999）年 7 月、中央省庁等の再編に対応して支部図書館を再編するため、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和 24 年法律第 101 号）の一部が改正された（平成 11 年法律第 114 号）。平成 13（2001）年 1 月 6 日に中央省庁等再編が行われ、同時に、支部図書館は 35 館 11 分館から 26 館 6 分館となった²²。同年 4 月には、支部金融庁図書館が設置され、27 館 6 分館となった。また、独立行政法人に移行した組織に置かれた図書館は、国立国会図書館の支部図書館から外れた。

再編の対象となった支部図書館²³では、数年にわたり移転作業や重複資料の整理、図書館システムの移行作業などに追われた²⁴。中央館が行った中央省庁等再編への対応は、今号の、江澤和雄元専門調査員にお寄せいただいた記事を是非とも御覧いただきたい。

4.2 情報基盤の整備と電子化の進展

平成 14（2002）年 10 月には、国立国会図書館関西館が開館し、インターネットを介した図書館サービスや情報発信が本格的に進展していった。中央館から行政・司法各部門に対するサービスも同様である²⁵。

また、行政内部の電子化やネットワークインフラ整備が推進され、各府省庁等の刊行物についても紙媒体からインターネット公開に切り替わるものが増えた。国立国会図書館では、平成 14（2002）年 6 月から、日本国内のウェブサイトやその中に含まれる電子雑誌を、サイト発行者の許諾を得て、選択的に収集・保存してきた。さらに平成 22（2010）年 4 月からは、国や地方公共団体等、公的機関のサイトを網羅的に収集している。

中央館と支部図書館の連携のために、平成 10（1998）年 5 月に「国立国会図書館中央館・支部図書館ネットワークシステム」の運用を開始し、平成 16（2004）年 4 月には「国立国会図書館中央館・支部図書館総合システム」に移行した²⁶。以後、同システムには、支部図書館の総合目録検索機能や、掲示板機能が設けられ、連絡業務の電子化が進展することとなった。

4.3 災害と図書館

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、未曾有の被害をもたらした。関東圏に多い支部図書館や専門図書館でも資料落下等の被害があり、平成 23（2011）年 8 月（電子化 54 号）の特集「災害と図書館」では、支部厚生労働省図書館（資料落下、固定書架 11 棚倒壊等）²⁷と支部農林水産省図書館農林水産技術会議事務局筑波事務所分館（15 万冊落

²² 「支部図書館法」改正法の公布『びぶろす』電子化 5 号, 1999.7. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3525983>>

²³ 近年の支部図書館の変遷については、以下を参照。「中央省庁等改革後の支部図書館の変遷」『デジタル時代の国立国会図書館 1998-2018 国立国会図書館七十年記念館史』国立国会図書館, 2021.3, p.283. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11645818>>

²⁴ 大塚奈奈絵「支部図書館の再編成：省庁再編に伴う支部図書館の再編成と支部金融庁図書館の発足」『びぶろす』電子化 12 号, 2001.4. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3525990>>

²⁵ 高橋良明「行政・司法各部門への新サービス開始から 1 年を迎えて：サービス内容及び現在までの利用状況について」『びぶろす』電子化 30 号, 2005.10. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3526008>>

²⁶ 国立国会図書館総務部支部図書館課「国立国会図書館中央館・支部図書館総合システム」『びぶろす』電子化 24 号, 2004.4. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3526002/>>

²⁷ 石上智子「【特集:災害と図書館】厚生労働省図書館の被災状況及び復旧作業」『びぶろす』電子化 54 号, 2011.11. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3526032>> 「震災直後から国立国会図書館が各館の被災状況に関する情報を集約し、中央館・支部図書館総合システム上に随時掲載していたので、この情報を基に（厚生労働省職員向けに）他の支部図書館の復旧状況もあわせて連日発信した。」との記述がある。

下、防煙ガラス一部破損等)²⁸に被災から復旧の状況について写真を交えて御寄稿いただいた。そのほか、東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)²⁹、資料防災に関する記事を掲載している。

最近では、「災害、防災、図書館」をテーマにした「令和6年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会」での、石川県立図書館からの令和6年能登半島地震の被災状況や同館における支援についての報告³⁰、岩手県立図書館からの同館における復興・防災学習の取組についての報告³¹を掲載した。

4.4 新型コロナウイルス感染症対策の影響

令和2(2020)年初頭以降、世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、図書館界にも大きな影響を与えた。中央館を含め、臨時閉館や来館サービスの縮小など、これまで行ってきたサービスを制限することを余儀なくされた図書館も少なくない。89号(令和2(2020)年11月)には、防衛省図書館が手指消毒液の設置、椅子の半減などの対応を行った様子が写真で残っているほか、新型コロナウイルスが対面サービスに与えた影響を踏まえ、「今後資料のデジタル化とウェブでの提供が加速するのではないか」との報告がある³²。

また、感染症対策期間を経た変化として、各種会議や研修などのイベントのオンライン開催が増えたことが挙げられる。遠方の分館の方々にも参加していただけるようになった一方で、令和4(2022)年度の支部図書館職員研修で図書館見学を再開した際には「やはりどうしても現地・現場に行かないと伝わらないこともあり、それは重要である」との感想があった³³。

5 おわりに

支部図書館や専門図書館を取り巻く環境は、この75年間で大きく変化した。資料・情報の形態や流通ルートは多様化し、利用者の情報行動や図書館へのニーズも多様化・高度化してきた。利用者が求める資料・情報を整備して提供することの重要性や、国の活動や各専門分野の活動を支援するという役割は変わらないが、少ない人数でこれらに取り組んでいる図書館が多いと思われる。

このような状況も踏まえて、支部図書館や専門図書館の活動に資する情報は何かを今後も真摯に考えていきたいと考えている。

ここまでお読みくださった方々には、『びぶろす』を支えてくださっていることに感謝し、今後も御理解、御協力を賜るようお願いする。

(よしま さとこ)

²⁸ 伊藤もも「【特集:災害と図書館】3月の震災における被害状況と対応について」『びぶろす』電子化54号, 2011.11. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3526032>>

²⁹ 幡谷祐子「東日本大震災の記録の収集・保存の重要性について:御厨貴氏特別講演要旨」『びぶろす』59, 2013.2. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/8203358>>

³⁰ 田村俊作「令和6年能登半島地震と石川県立図書館」『びぶろす』99, 2024.12. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13898086>>

³¹ 森本晋也「図書館で復興・防災を学ぶ～震災・防災の学び合いスペース「I-ルーム」を拠点として～」『びぶろす』99, 2024.12. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13898086>>

³² 野島浩司「防衛省図書館における資料排架、分類について:資料排架の見直しを中心に【支部図書館や専門図書館はどのように蔵書を並べているか】」『びぶろす』89, 2020.12. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11607583>>

³³ 樋口貴也「国立国会図書館国会レファレンス課及び国会分館の見学に参加して:令和4年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修」『びぶろす』95, 2022.12. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12360496>>

令和6年度国立国会図書館長と行政・司法 各部門支部図書館長との懇談会

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課

令和6（2024）年12月9日、標記の懇談会を開催した。本懇談会は、各府省庁と最高裁判所に置かれた支部図書館の充実に資するため、支部図書館長等を招いて国立国会図書館（中央館）において毎年行っているものである。今回はオンライン形式で開催し、各支部図書館・分館から54名の支部図書館長及び支部図書館職員が参加した。



中央館からは、諏訪康子関西館長が、「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）の現状と課題」と題し、事業の歩み、収集対象、収集方法、官庁での活用事例、課題等を報告した。

支部図書館からは、支部法務図書館の白石裕一兼任司書（当時）が「法務図書館の最近の動きと課題」と題し、貴重書のデジタル化と中央館へのデータ提供準備について、支部文部科学省図書館文化庁分館の田中康成副長が「文化庁分館の最近の動きと課題」と題し、京都移転後の職員の図書館利用等の状況について、支部特許庁図書館の岡部裕兼任司書及び佐藤光昭氏が「支部特許庁図書館の最近の動き（現状）と課題」と題し、図書館の庁内移転やシステム更改等の課題について、それぞれ報告した。

今号では、この懇談会における中央館及び支部図書館の報告の記録を掲載する。

（こくりつこっかいとしょかん そうむぶ しぶとしょかん・きょうりょくか）

【令和6年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会】

国立国会図書館インターネット資料

収集保存事業（WARP）の現状と課題

国立国会図書館関西館長 諏訪 康子

1 インターネット資料収集保存事業（WARP）の概要

1.1 沿革

本稿では、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業¹（Web Archiving Project: WARP）（以下「WARP」という。）について紹介する。



図1 WARPのトップページ

国立国会図書館における電子出版物の収集をめぐる議論は、現在の納本制度審議会の前身である納本制度調査会に対する平成9（1997）年の諮問から始まった。平成11（1999）年に出された同調査会の答申²では、パッケージ系電子出版物を納本制度に組み込むことが妥当とされた一方、ネットワーク系電子出版物³については納本制度に組み入れないことが適当であるとされた。ネットワーク系電子出版物の収集の制度化には更に議論が必要な状況であったが、平

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月4日である。

¹ 「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業」 <<https://warp.ndl.go.jp/>>

² 納本制度調査会「答申：21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方 ―電子出版物を中心に―」1999.2.22. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1001007/1/1>>

³ パッケージ系電子出版物、いわゆるCD-ROM等のメディアに固定された出版物に対応する用語であり、インターネットに限らない通信等によって公表される電子出版物を指す。

成 14 (2002) 年度に実験事業として、国内発信のインターネット情報を対象に、発信者からの許諾に基づき収集・保存・提供を行う国立国会図書館インターネット資源選択的蓄積実験事業が開始された。日本語の事業名は現在と異なるが、WARP という略称はこの時から使われており、当時の同事業の紹介ページ⁴が WARP に保存されている。

ネットワーク系電子出版物の収集に関しては、平成 14 (2002) 年 3 月に改めて納本制度審議会に諮問され、平成 16 (2004) 年 12 月に出された答申⁵の中で、納本制度とは別の新たな収集制度とすることが示された。その後、館内での検討、関係機関や団体との調整等を経て法制化の準備が進み、平成 21 (2009) 年 7 月に国立国会図書館法の一部を改正する法律が公布され、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日に施行された。これに伴い、著作権法の一部も改正され、国立国会図書館がインターネット資料⁶の記録による収集を行うために必要な規定の整備が行われた。改正法の施行と同時に、事業名を国立国会図書館インターネット資料収集保存事業と変更⁷し、公的機関のウェブサイトの網羅的な収集を開始した。

1.2 海外の図書館におけるウェブアーカイブの事例

ここで、参考として「世界のウェブアーカイブ」⁸のページで紹介している、海外の図書館におけるウェブアーカイブの事例を一部紹介する。

米国議会図書館は、2000 年にウェブアーカイブ事業を開始した。国政選挙など特定の主題に基づいた選択収集を行っており、収集対象には国内外の政府機関や政党、宗教団体、慰霊祭・記念式典といった様々なウェブサイトが含まれている。

英国図書館は、2004 年から許諾に基づくインターネット資料の選択収集を行っている。2013 年 4 月からは、英国における納本制度の対象に、英国においてインターネット公開されたウェブサイトや電子書籍等が加わり、英国で発信されたことを示す国別トップレベルドメインである「.uk」をもつウェブサイトを網羅的に収集するバルク収集が開始された。

オーストラリア国立図書館は、1996 年に PANDORA (選択収集によるアーカイブ事業)、2011 年に Australian Government Web Archive (AGWA、政府機関サイトのバルク収集の成果を公開する事業)をそれぞれ開始した。さらに、2005 年から毎年インターネットアーカイブ⁹と協力して.au ドメインハーベストを運営し、.au ドメインのバルク収集を実施してきた。2019 年には、これら 3 つの事業を統合した Australian Web Archive を公開した。

2 WARP の収集対象・方法・実績

2.1 WARP の収集対象

以上のような経緯により、現在は国立国会図書館法第 25 条の 3 に基づき、公的機関のインターネット資料を収集している。収集対象となるのは、国立国会図書館法第 24 条に定める国

⁴ ネットワーク系電子情報に関するプロジェクト (国立国会図書館ホームページ内) 2002.8.29 収集。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/235540/www.ndl.go.jp/ndl_frm_3.html>

⁵ 納本制度審議会「答申：ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」2004.12.9。

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/999243/1/1>>

⁶ ネットワーク系電子出版物のうち、インターネットにより利用可能となっている情報 (ウェブサイト)。

⁷ 事業名は平成 18 (2006) 年に、国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業となっていた。

⁸ 「世界のウェブアーカイブ」 <https://warp.ndl.go.jp/contents/recommend/world_wa/index.html>

⁹ 1996 年に Brewster Kahle 氏によって設立された、世界中のウェブ情報を代表とするさまざまなデジタル情報をアーカイブしている非営利法人。

の機関等と第 24 条の 2 に定める地方公共団体等が発信するインターネット情報である。地方公共団体には法定合併協議会も含まれており、「平成の大合併」の際の同協議会のウェブサイトも多数保存されている。

一方、国立国会図書館法には、民間のウェブサイトの収集についての規定はない。これらは発信者からの許諾に基づき、選択的に収集している。公益性の高い団体や学術機関、国政審議上重要と考えられる情報や東日本大震災を中心とする災害に関する情報が含まれるサイトを対象に、発信機関に許諾を依頼し、許諾を得られたものを収集している。

2.2 WARP での収集方法と頻度

WARP では、クローラと呼ばれる自動収集プログラムを用いてウェブサイトを収集し、ウェブサイト単位及び著作物単位でデータを整理し保存している。クローラは右の模式図にあるように、起点となるサイトからリンクをたどって各ページを集めていくが、起点となるサイトと異なるドメインのページは、リンクがつながっていても自動収集が行われない場合がある。この点については、「4.3 収集できない情報」で説明する。

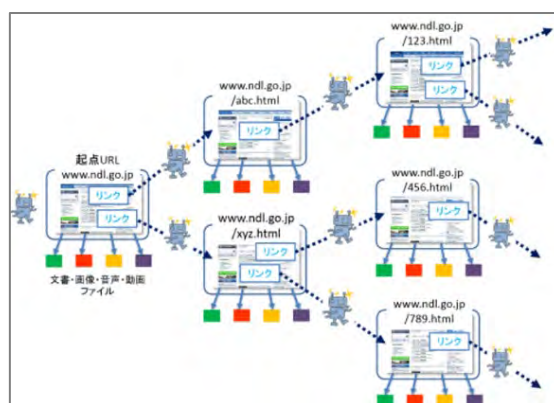


図 2 クローラのイメージ図

公的機関のサイトを自動収集する頻度は、国の機関は毎月、その他は四半期ごとである。ただし、令和 6（2024）年初めの能登半島地震のように大規模な災害が起こった場合などは、関係自治体の収集頻度を上げる、臨時に収集を行う等の対応により、重要な情報の記録に努めている。

2.3 WARP の収集実績

令和 5（2023）年度の段階で、タイトル数は 1 万 4,283、ファイル数は約 138 億ある。ただし、このファイル数には一部に重複が含まれており、令和 7（2025）年度のシステムリニューアルによりそれらの重複を解消し、削減できる予定である。ファイル種別の統計では、画像系のファイルが最も多く、PDF もかなり多い。

WARPの概要：収集実績

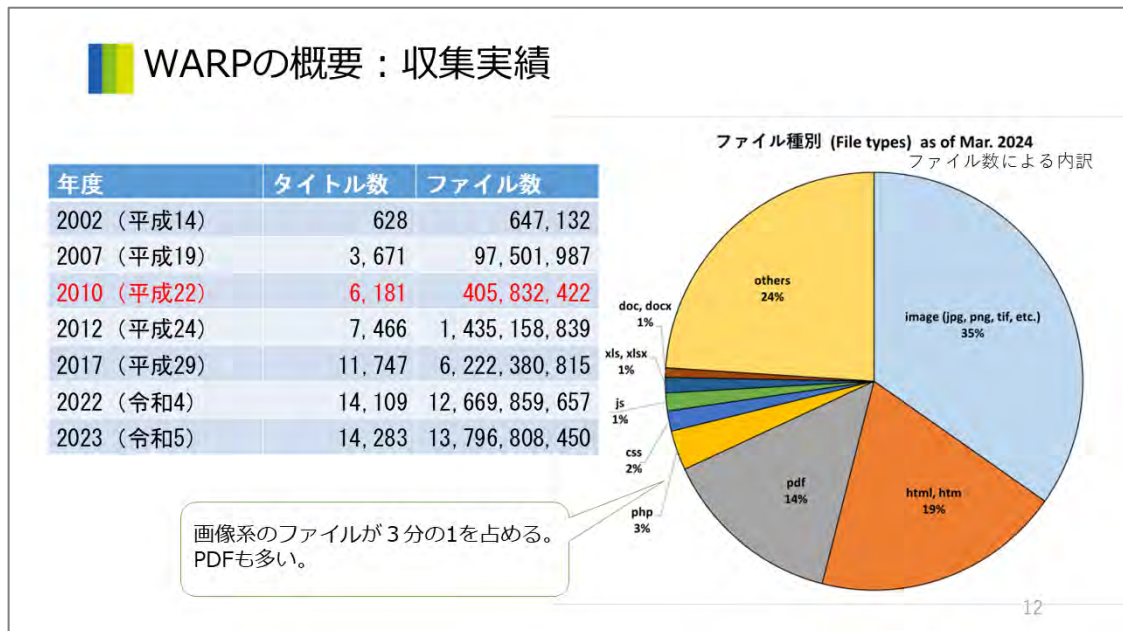


図3 WARPの収集実績 (2024年3月時点)

3 WARPの活用事例と官庁資料の収集

3.1 各省庁でのWARPの活用事例

中央省庁のサイトは毎月収集しているため、WARPにリンクを張ることで古いファイルをオリジナルのサイト内で保存する必要がなくなり、サイト運用の効率化につながる。

文部科学省ウェブサイトでは、計画策定の審議経過をWARPにリンクすることで参照できるようにしている。また、経済産業省ウェブサイトでは、審議会・研究会等の過去の報告書はWARPで入手できる旨を案内している。リンク先はWARPで管理している経済産業省ウェブサイトのメタデータであり、利用者は各月時点のサイトを閲覧することができる。

官庁資料の収集：活用事例 (1)

● 教育振興基本計画

第2期計画について(対象期間:平成25年度～平成29年度)

第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定・対象期間:平成25年度～平成29年度)

- 第2期計画本文_概要
- 第2期教育振興基本計画パンフレット
- 第2期教育振興基本計画説明資料
- 第2期計画の中教審での審議(※国立国会図書館ホームページヘルプ) [▶](#)
- 第2期計画関連予算調べ

<文部科学省ホームページより>

報告等

- 平成25年04月25日 [第2期教育振興基本計画について\(答申\)](#)
- 平成24年09月03日 [第2期教育振興基本計画に関する意見募集の実施について](#)
- 平成24年08月24日 [第2期教育振興基本計画について\(審議経過報告\)](#)
- 平成23年12月09日 [第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について](#)

図4 文部科学省ウェブサイトでのWARPの活用事例

3.2 図書・雑誌の「切り出し」

WARP はウェブサイト全体を自動収集しているが、その中から個別のオンライン資料¹⁰を探し出すことは困難な場合がある。例えば、以前は紙で出版されていた官庁の各種報告書、広報誌等、図書・雑誌に相当する資料が、近年デジタル形態でウェブサイトに掲載される傾向にあるが、これらを WARP の全文検索機能で見つけることは、ノイズが多く難しい。

そこで、一部の資料についてはサイト中に掲載されているファイルを複製し、メタデータを付与して国立国会図書館デジタルコレクション¹¹に改めて登録している。この作業を当館内では「切り出し」と呼んでいる。これにより国立国会図書館サーチ¹²等の資料検索サイトにおいて個別のオンライン資料を検索することが可能になり、利便性が向上する。

「切り出し」作業を行っている例として、白書類、以前は紙で発行されていた逐次刊行物、委託調査報告書などが挙げられる。白書類はその重要性から、なるべく検索しやすいように対応している¹³。逐次刊行物の場合は、紙の資料との継続性を重視し、デジタル形式に刊行形態が変化した後も紙媒体と同様に検索・閲覧ができるよう、ウェブページに掲載されている PDF ファイルを切り出してデジタルコレクションに掲載している¹⁴。その他、掲載ページの構成上、ウェブサイト上の資料名と資料自体に記載されたタイトルが異なる例¹⁵や PDF がテキストデータを持たず全文検索では見つけにくい例¹⁶など、「切り出し」によって資料を見つやすくしている。

4 WARP の課題

4.1 メタデータ作成作業の拡充

「切り出し」作業を行うと利便性が向上する一方、作業には人手がかかるため、対応できる数に限界がある。補助的な仕組みを用いるなどして効率化を試みているが、極端に作業効率を上げるには至っていない。今後は AI の活用等、作業の自動化を助ける仕組みや、「切り出し」によらず検索性を向上させる手法の検討が必要である。

4.2 検索機能の向上

WARP にはコレクション検索、全文検索、メタデータ検索の機能が備わっている。情報を網羅的に調べるには、全文検索が有効であるが、検索結果が大量に出力され、目標とする情報を特定することが困難な場合がある。大量の情報の中から適切な検索結果を探しやすくするために、機能向上の検討が必要である。

¹⁰ ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報（電子書籍・電子雑誌等）（令和3年納本制度審議会答申より）

¹¹ 「国立国会図書館デジタルコレクション」 <<https://dl.ndl.go.jp/>>

¹² 「国立国会図書館サーチ」 <<https://ndlsearch.ndl.go.jp/>>

¹³ 切り出しの例：年次経済財政報告：経済財政政策担当大臣報告 平成13年度 改革なくして成長なし（内閣府，2001-12）<<https://dl.ndl.go.jp/pid/3491132>>

¹⁴ 以前は紙で発行されていたが、ウェブ掲載のみになった例：全国環境研会誌 全国環境研協議会【他】（国立環境研究所）<<https://dl.ndl.go.jp/pid/11642057>>

¹⁵ 令和元年度学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業まとめ：「障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム」報告 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課（文部科学省，2020-03）<<https://dl.ndl.go.jp/pid/13735310>>

¹⁶ 各国の成年後見法制に関する調査研究報告書 商事法務研究会（法務省，2018-01）注記：平成29年度法務省委託調査 <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13737881>>

4.3 収集できない情報

「2.2 WARP での収集方法と頻度」の項で触れたとおり、収集の起点となるウェブサイトとドメインが異なるページは、リンクが繋がっていても自動収集が行われず、コンテンツの一部が保存できていない場合がある。また、ストリーミング動画や検索結果等の動的に生成されるページも技術的に収集できない。収集できていないページ・コンテンツの把握と、その収集要否の判断、収集が必要な場合の方法の検討は今後の課題である。

4.4 民間ウェブサイトの選択的収集方針

現在、民間のウェブサイトは許諾による選択的な収集を行っており、基本的な方針は当館の資料収集方針書¹⁷に定めている。これまでの実績では、「2.1 WARP の収集対象」で紹介したとおり、「公共性が高い」「学術的に重要」といったカテゴリーで対象機関を絞り、許諾の働きかけをしてきた。今後、どのような範囲を対象とするべきかが検討課題である。また、国際会議やスポーツ大会、大規模なイベント関係のサイトも実証実験の頃から選択的に収集してきたが、明確な基準が設けられていないため、方針の明文化に向けた検討が必要である。

4.5 増大するデータ量への対応

通信環境の向上により、ウェブサイト上にはより多くの大容量ファイルが掲載され、情報量は急激に増える傾向にある。このため、増大するデータ量への対応も課題である。差分収集により重複した情報を排除する取組は既に行っており、次のシステムリニューアルでそれをより精緻化して容量を削減する予定であるが、収集データは増加する一方である。データ量の増大は将来的に課題であり続けると考えられる。

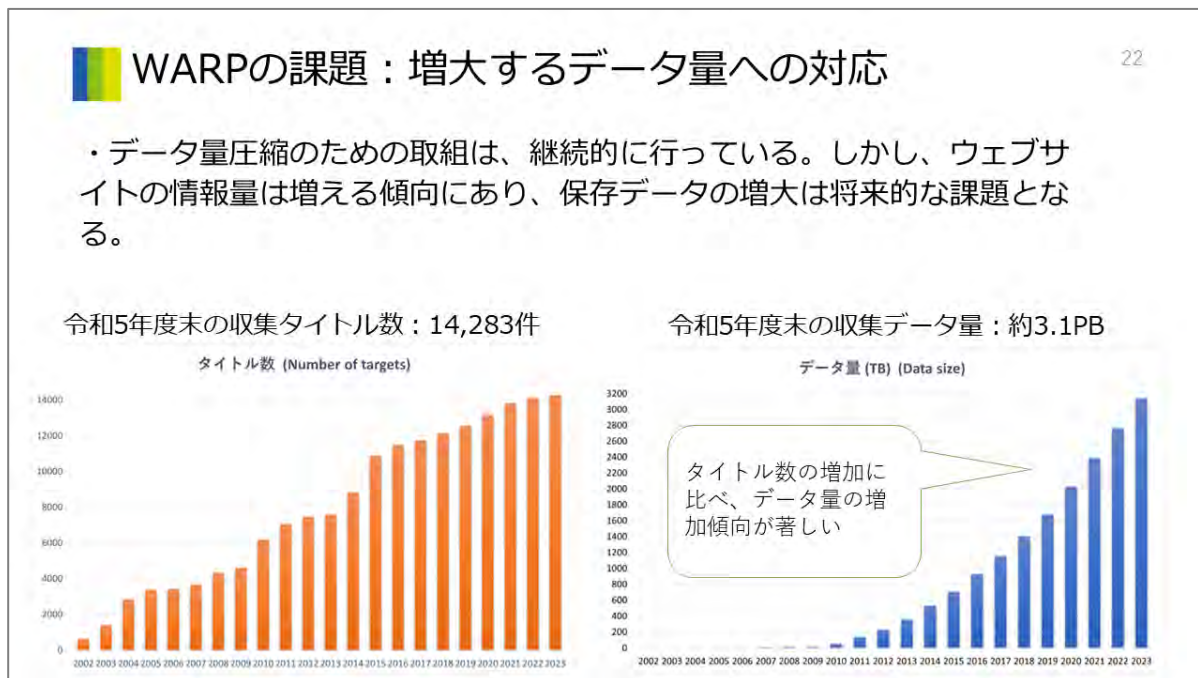


図5 WARPの収集タイトル数及び収集データ量の推移

¹⁷ 「資料収集方針書」（令和4年12月14日一部改正、令和5年1月1日施行）
<<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/collection/guideline.html>>

5 支部図書館へのお願い

支部図書館の皆様が WARP で収集できていないページを発見された場合は、国立国会図書館関西館電子図書館課の WARP 担当¹⁸まで御連絡いただくよう、お願い申し上げます。また、各省庁 HP 御担当者等から WARP へのリンクの御相談があった場合は、「古いページは WARP へリンク」¹⁹「こんな所に WARP へのリンク」²⁰のページを御案内いただきたい。

WARP では、活用事例や世界のウェブアーカイブ、特色のあるコレクションも紹介しているので、是非御覧ください。

(すわ やすこ)

¹⁸ 「お問い合わせ」<https://warp.da.ndl.go.jp/info/WARP_contact.html>

¹⁹ 「古いページは WARP へリンク」

<<https://warp.ndl.go.jp/contents/recommend/utilization/warplink.html>>

²⁰ 「こんな所に WARP へのリンク」(2020年10月特集)

<<https://warp.ndl.go.jp/contents/special/special202010.html>>

法務図書館の最近の動きと課題

前 支部法務図書館 兼任司書 白石 裕一

(本稿は、本号 p.12 で開催を報告した「令和6年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会」において、白石裕一支部法務図書館兼任司書(当時)が報告した内容を、御本人の了承を得て、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課がまとめたものである。)

1 法務図書館の概要

1.1 沿革

法務図書館における図書の収集・管理業務は、明治5(1872)年7月に司法省明法寮司籍課が設置されたことにより始まった。その後約半世紀を経て、大正15(1926)年4月に司法大臣江木翼が、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養成するため司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進めた。昭和3(1928)年9月には、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置し、司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、本格的な図書館としての態勢が整えられ、当館の創始となった。

昭和23(1948)年2月に司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は同庁資料統計局資料課の所管となり、同年8月、国立国会図書館法に基づき国立国会図書館の支部図書館となったことを機に「法務図書館」と名称が改められた。その後数度の機構改革を経て、平成13(2001)年1月以降、法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。

1.2 概要

法務図書館は、法務省が所管する事務の遂行に必要な図書・資料等を収集し、職員の業務遂行の支援を行うことを主たる目的として設置された、法律関係図書を中心に所蔵する法律専門図書館である。国内外の法令集、判例集、コンメンタール、論文集など、法律関係図書及び法律専門雑誌等を幅広く所蔵しており、所蔵数は和書・洋書合わせて約32万冊を数える。蔵書については、インターネットからアクセスできる「法務図書館図書情報検索システム」¹にタイトル、編著者名等を入力して所蔵の有無等を検索することができる(ただし、貴重書を除く。)

平成21(2009)年度から図書館の管理運営について一部業務委託を開始しており、専門的知識を取り入れるなど、図書館機能の向上に努めている。



図1 「法務図書館図書情報検索システム」

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月4日である。

¹ 「法務図書館図書情報検索システム」<<https://search.library.moj.go.jp/opac/complexsearch>>

2 貴重書のデジタル化

法務図書館は、利用者による閲覧や長期保存により劣化が進行している資料について、保存の緊急性があるため、デジタル化を順次進めている。

2.1 旧貴重書のデジタル化

本報告では、主として法制史を専攻する教授等が歴史的・学術的に価値を有するものとして選定²した『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』³に掲載された資料を「旧貴重書」と称する。

旧貴重書の一部については、「大規模デジタル化実施計画」（平成 22（2010）年 1 月 7 日経済危機対策大規模デジタル化実施本部了解）に基づき、国立国会図書館における資料の大規模デジタル化の一環としてデジタル化された。その後、平成 24（2012）年 5 月 28 日から、NDL デジタルアーカイブシステム デジタルデポジットシステム（現在の「国立国会図書館デジタルコレクション」⁴に相当するもの。）により利用者への提供が開始されている。

【デジタル化された旧貴重書の例】

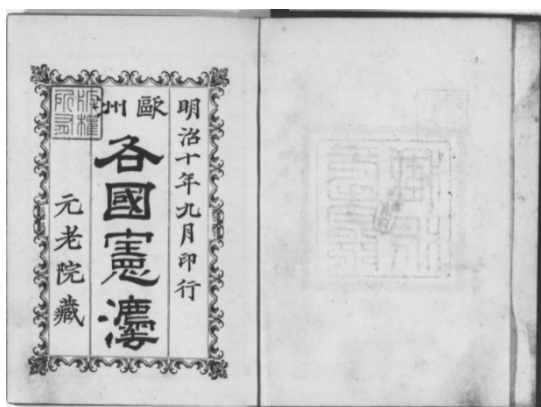


図 2 『欧州各国憲法』⁵

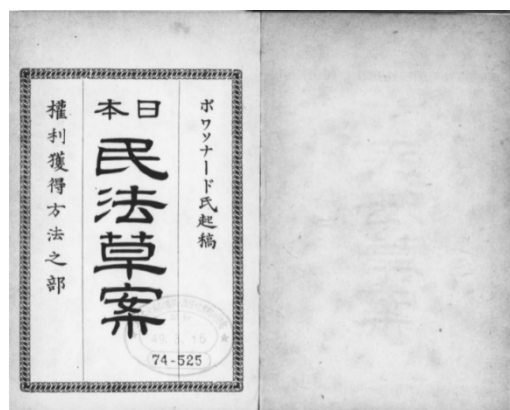


図 3 『ボアソナード氏起稿 日本民法草案 権利獲得方法之部 上巻』⁶

2.2 新貴重書のデジタル化

本報告では、『法務図書館所蔵新貴重書目録（和書）』⁷に掲載された資料であり、主に明治期に作成された法律書、司法省等から発出された令達、司法省で作成された法律案等の立法資料等からなるものを「新貴重書」と称する。現在は、前述の旧貴重書に加え、新貴重書についても以下の流れによりデジタル化を進めている。

「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議」（平成 28（2016）年 12 月 26 日）において、明治以降の歩みを次世代に遺すための施策としてデジタル・アーカイブ化の推進が掲げられた

² 福島小夜子「法務図書館における貴重書の選定について」『びぶろす』24(10), 1973.10, p.13-17. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/9664276>>

³ 『法務図書館所蔵貴重書目録 和書』法務図書館, 1973. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12402296>>

⁴ 「国立国会図書館デジタルコレクション」<<https://dl.ndl.go.jp/>>

⁵ 『欧州各国憲法』1877. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1365630>>

⁶ 『ボアソナード氏起稿 日本民法草案 権利獲得方法之部 上巻』<<https://dl.ndl.go.jp/pid/1367366/1/3>>

⁷ 法務図書館編『法務図書館所蔵新貴重書目録 和書』法務図書館, 2019.1. [国立国会図書館請求記号：UP72-M2]

こと 8、国立国会図書館の「資料デジタル化基本計画 2016-2020」⁹（平成 28（2016）年 3 月 29 日策定）において、他機関における所蔵が確認できない資料又は希少性の高い資料等をデジタル化対象資料選定の際の評価要素としていることを踏まえ、法務図書館においても同施策を進めるものとして、新貴重書の一部をデジタル化することを検討した。

そして有識者の監修の下、目録の作成を行いデジタル化すべき資料を選定した。その後、新貴重書のデジタル化作業に係る経費を予算要求し、予算措置された上で、デジタル化作業を外部委託により実施した。

現在は、デジタル化した新貴重書のデータを国立国会図書館に提供するため、内容を精査しているところである。

3 中央館へのデータ提供準備

3.1 新貴重書のデータ提供の目的

国立国会図書館では、「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針 2021-2025」（令和 3（2021）年 3 月 16 日策定）において「資料デジタル化の推進」を掲げ、その一環として各支部図書館が保有するデジタル化したデータの収集を進めている。法務図書館としても、上記指針及び令和 3（2021）年 12 月に国立国会図書館から「国立国会図書館デジタルコレクション」での公開希望案件の募集があったことから、データ提供を図ることとしている。

データ提供のメリットの一つとして、原資料の保存及び利用者の利便性の向上¹⁰が挙げられる。また、デジタル化した新貴重書のデータが公開されることにより、当該貴重書に対する閲覧対応をする必要がなくなり、事務負担の軽減を図ることができる。

3.2 実務上の課題

今後、新たに別の貴重書等のデータ提供をする場合、提供データの選定作業の負担とともに、デジタル化作業に係る予算の確保が課題となる。

いくつかの課題はあるものの、現在法務図書館はデータ提供に向けて取り組んでいる。国立国会図書館には引き続きの御協力をお願いする。

（しらいし ゆういち）

⁸ 「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議 第 3 回議事次第・配付資料. 2016.12.26.首相官邸ウェブサイト.
（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP））

<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/dai3/gijisidai.html>>

⁹ 「資料デジタル化基本計画 2016-2020」国立国会図書館ウェブサイト

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/digitization_plan2016.pdf>

¹⁰ 「国立国会図書館デジタルコレクション」上で公開することにより、利用者がインターネット、図書館・個人向けデジタル化資料送信サービス又は国立国会図書館館内端末を通じて対象資料にアクセス可能となれば、利用者の利便性向上につながる。

文化庁分館の最近の動きと課題

支部文部科学省図書館文化庁分館 副長 田中 康成

(本稿は、本号 p.12 で開催を報告した「令和6年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会」において、田中康成支部文部科学省図書館文化庁分館副長が報告した内容を、御本人の了承を得て、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課がまとめたものである。)

1 京都庁舎勤務職員の図書館利用等の状況

令和5(2023)年3月、文化庁は京都庁舎での業務を開始した。文化庁の京都移転に伴い、令和6(2024)年10月17日から10月31日までの期間に、現在京都庁舎で勤務している職員を対象とした図書館利用についてのアンケート調査を行い、65件の回答があった。以下のとおりアンケート結果の概要を報告する。

1.1 移転前後の国立国会図書館の利用状況

移転前の国立国会図書館東京本館の利用状況についての回答結果を表1に示す。頻度は「年間数回程度」から「月1回程度」とばらつきがあるが、「利用したことがある」という回答は27件であった。「利用したことがない」は15件、「東京での勤務経験がない(京都に移転してから採用された職員)」は23件であった。

表1で東京本館を「利用したことがある」と回答した27件に、移転後に国立国会図書館関西館を利用したことがあるか尋ねた結果が表2である。「利用したことがある」は11件、「利用したことがない」は15件であった。「利用したことがない」と回答した15件については、文化庁分館のほか、京都府議会図書館、京都府立京都学・歴彩館、京都大学図書館から図書資料を入手しているとのことであった。

表1 移転前の国立国会図書館
東京本館の利用状況

東京本館の利用状況	件数
年間数回程度	19件
月1回程度	5件
その他	3件
利用したことがない	15件
東京での勤務経験がない	23件

表2 移転後の国立国会図書館
関西館の利用状況

関西館の利用状況	件数
利用したことがある	11件
利用したことがない	15件
その他	1件

東京本館・関西館ともに「利用したことがある」と回答した11件に、東京本館の利用目的を尋ねた結果を表3に、関西館の利用目的を尋ねた結果を表4に示す。東京本館でも関西館でも、主な利用目的は本の閲覧であった。利用件数が少ないためどれだけ精査できるかということは

あるが、借出を目的とした利用は少し減っている状況である。

表 3 東京本館の利用目的（複数回答）

東京本館の利用目的	件数
本の閲覧	7 件
借出	5 件
複写	5 件
新聞雑誌の閲覧	2 件
電子ジャーナル・データベースの利用	4 件

表 4 関西館の利用目的（複数回答）

関西館の利用目的	件数
本の閲覧	6 件
借出	2 件
複写	5 件
新聞雑誌の閲覧	3 件
電子ジャーナル・データベースの利用	3 件
資料の取寄せ	2 件

1.2 移転前後の国立国会図書館支部（文部科学省図書館、文化庁分館）の利用状況

移転前の文部科学省図書館の利用状況を表 5 に示す。頻度は「年間数回程度」から「週に 2 回以上」としたが、何らかの形で利用したことがあるのは 29 件であった。

移転前の文部科学省図書館の利用目的について尋ねた結果が表 6 である。利用目的は、本の閲覧、借出、複写の順番で多かった。

表 5 移転前の文部科学省図書館の利用状況

利用状況	件数
年間数回程度	13 件
月 1 回程度	9 件
週 1 回程度	3 件
週 2 回以上	2 件
その他	2 件
利用したことがない	11 件
東京での勤務経験がない	25 件

表 6 移転前の文部科学省図書館の利用目的（複数回答）

利用目的	件数
本の閲覧	20 件
借出	16 件
複写	10 件
新聞雑誌の閲覧	8 件
電子ジャーナル・データベースの利用	7 件
その他	2 件

次に、移転後の現在の文化庁分館（文化庁図書館）の利用状況について尋ねた結果を表 7 に示す。回答者の中には東京での勤務経験が無い職員も含まれており、「利用したことがある」と回答したのは合計で 40 件であった。

また、移転後の文化庁分館の利用目的について尋ねた結果は表 8 のとおりである。利用目的として多いのは、本の閲覧、借出、複写だが、資料の取寄せがかなりの件数に上る。なお、文化庁分館では、京都府立図書館が運営する京都府内の図書館ネットワーク¹を利用して、京都府内の各図書館から資料を取り寄せている。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 4 月 4 日である。

¹ 「京都府図書館総合目録（K・Libnet）とは」 <<https://www.library.pref.kyoto.jp/k-lib/crosssearch>>

表7 移転後の文化庁分館の利用状況

利用状況	件数
月1回程度	26件
週1回程度	7件
その他	7件
利用したことがない	25件

表8 移転後の文化庁分館の利用目的
(複数回答)

利用目的	件数
本の閲覧	30件
借出	15件
複写	15件
新聞雑誌の閲覧	9件
電子ジャーナル・データベースの利用	4件
資料の取寄せ	21件
その他	1件

1.3 移転後の文化財関係の情報入手・利用の状況

文化庁の文化財関係を扱う部門が京都に移転した。移転後の文化財関係情報の入手・利用の状況について自由記述で回答を求めた。概要は以下のとおりである。

・利用している機関、資料・情報等

文化庁分館、国立国会図書館（東京本館、関西館）、京都大学附属図書館、京都府立図書館、京都府立京都学・歴史館、チラシ、機関誌（学会誌）、インターネット、文化財関係のSNS、京都市内の寺社仏閣、関係者への問合せ

・京都移転後の情報利用環境

国立国会図書館（東京本館）が遠くなったため、専門的な雑誌論文等へのアクセスが東京にいたときに比して手間と時間がかかるという回答がある一方、文化庁分館を通じて以前よりもスムーズに資料が入手できているという回答もあった。

京都府立図書館や京都学・歴史館を利用しているという回答のほか、すぐ近くに大規模な図書館がないためインターネットによる情報収集を行っているという回答も見られた。特に、ちょっとした調べものについてはインターネットから気軽に情報を入手している状況が判明したが、インターネットでの情報収集では正確な情報を入手できない場合もあるため、今後の改善策を内部で検討したい。

2 書誌データの整備状況、インターネット公開状況

最後に、書誌データの整備状況について報告する。現時点で収蔵資料の約 30%のデータ登録が完了している。各課からの献本分搬入は継続中のため、献本の量によって今後割合は変動する。令和 6（2024）年 11 月 13 日現在の登録済みの資料 ID 点数は、図書 767 点、雑誌 1,735 点である。なお、所蔵登録済みの資料はすべて、「国立教育政策研究所教育図書館・文部科学省図書館 OPAC」²にてインターネット公開している。

（たなか やすなり）

² 「国立教育政策研究所 教育図書館・文部科学省図書館 OPAC」
<https://nierlib.nier.go.jp/opac/opac_search/>

【令和6年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会】

支部特許庁図書館の最近の動き（現状）と課題

支部特許庁図書館 兼任司書 岡部 裕

特許庁総務部普及支援課 資料第一係長 佐藤 光昭

（本稿は、本号 p.12 で開催を報告した「令和6年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会」において、岡部裕支部特許庁図書館兼任司書及び佐藤光昭特許庁総務部普及支援課資料第一係長が報告した内容を、御本人の了承を得て、国立国会図書館総務部支部図書館・協力課がまとめたものである。なお、内容は、令和6年12月時点のものである。）

1 支部特許庁図書館のあゆみ



写真1 特許庁旧庁舎

（出典 特許庁技術懇話会 HP 能美知康氏撮影）



写真2 初代特許局長 高橋是清

特許庁図書館の歴史は、明治17（1884）年6月に農商務省公務局の商標登録所において図書の閲覧や商標見本の観覧を開始したことを起点とする。明治18（1885）年4月には特許明細書等の観覧を開始し、これは現在の特許庁の業務内容に深く関わっている。明治20（1887）年12月には農商務省特許局庶務部内に図書館を設立するとともに、図書館の分掌として特許品陳列所¹を設置した。大正7（1918）年1月、特許品陳列所は「陳列館」と改められ、大正13（1924）年12月には図書館を廃止し陳列館に統合した。

陳列館は、国立国会図書館法に基づき、昭和23（1948）年12月には国立国会図書館の支部図書館（支部特許局図書館）となった。昭和27（1952）年8月には万国工業所有権資料館に、平成9（1997）年4月には工業所有権総合情報館に改称された。平成13（2001）年4月、工業所有権総合情報館は独立行政法人へ移行し、特許庁総務部特許情報課職員閲覧室が、国立国会図書館



写真3 現在の特許庁庁舎

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月4日である。

¹ 特許、実用新案、意匠品及び商標の見本等の陳列品の出納、保管、観覧等を行う施設。

支部特許庁図書館となった。その後、組織改編によって平成 19（2007）年 6 月に特許情報課は普及支援課に名称が変更となり、現在に至っている。

2 最近の動き

2.1 主な蔵書

特許庁図書館は、産業財産権に関する専門図書館として工業所有権法や条約、手続等の解説書、審決・判決集、工業所有権・知的財産権に関する出版物などを収集しているほか、JIS 規格の資料も過去のものを含めて保管している。これらの産業財産権関係の和洋書は、独自の特許庁図書分類表によって整理されており、特許庁職員のほか外部の一般利用者にも利用されている。特別コレクション・貴重資料には、特許制度制定時の記録を残した高橋是清遺稿集や荒玉義人元長官の携わった特許法改正に関する資料、工業所有権百周年文庫などがある。特許法の草案など、特許庁にしかない資料も多い。

2

最近の動き（現状）

（1）主な蔵書 産業財産権（工業所有権）専門図書館（独自の分類法を併用）

一般資料

- ・ 工業所有権法・条約・手続等、解説、学説
- ・ 審決、判決集
- ・ 工業所有権関係出版物
- ・ 知的財産権関係出版物
(著作権法、不正競争防止法、独占禁止法ほか)
- ・ JIS（加除式）
加除前のもの、廃止のものも全てファイルにて保管
- ・ 特許行政年次報告書、特許出願技術動向調査報告書
- ・ 府省等作成資料
- ・ 一般図書、雑誌、新聞

産業財産権関係の和洋書は主に**特許庁図書分類表**によって整理
【「特」分類】

特00	総記
特02	産業財産権制度の歴史、事情その他
特03	各国特許庁（官制、組織、沿革その他）
特03.2	日本国特許庁（官制、組織、沿革その他）
特05	各国特許庁の作成諸資料
（中略）	
特60	発見と発明
特61	発明、発見、考案
特62	発明史、発見史、考案史
特63	発明家伝、技術家伝
特67	発明奨励、発明展覧会
特69	博覧会、見本市、展示会

特別コレクション・貴重資料

- ・ 高橋是清遺稿集、荒玉文庫・工業所有権百周年文庫
- ・ 満州帝国特許発明法解説
- ・ 秘密特許
- ・ 明治～昭和初期頃に作成された特許公報 ほか




図 1 特許庁図書館の主な蔵書

2.2 概況

主な利用者は、審査官、審判官を多く含む特許庁職員及び関係する他府省庁等の職員である。これらの利用者に対しては、閲覧・貸出・複写サービスを行っているほか、館内の専用PCで国立国会図書館デジタルコレクションも閲覧に供している。

蔵書検索データベースは、経済産業省基盤情報システムに接続されており、特許庁職員はイントラネットを通じてアクセス可能である。国立国会図書館中央館・支部図書館分散型総合目録データベースシステムにも参加しているため、他府省庁等の職員も蔵書検索が可能である。また、研究者、弁理士、学生など一般利用者へも閲覧及び複写サービスを提供している。

令和6(2024)年末時点で、図書館職員は兼務職員・非常勤職員も含め7名である。蔵書数は3万8,155冊で、年間利用者は延べ345名である。現在は庁舎改修に伴い仮設図書館として運営しており、面積は321平方メートル、貸出数は303冊である。



写真4 特許庁図書館書庫

2.3 管理・運営

特許庁図書館の運営は、総務部普及支援課が担当しており、特徴的な取組として、図書館に配架する図書のみならず、各部署に配架する図書の購入・受入処理・データベース登録も行っていることが挙げられる。これらの図書は一般貸出及び支部図書館間相互貸出の対象外であるが、特許庁職員は、データベースでの蔵書検索及び部署間の貸出利用ができる。

また、以前は工業所有権総合情報館が特許庁の資料収集・提供を全般的に担っていたが、同館が独立行政法人工業所有権総合情報館（のち工業所有権情報・研修館に改称）となったことにより、特許庁図書館と分担して資料を収集するようになった。



写真5 特許庁図書館閲覧室

2.4 特許庁図書館と独立行政法人工業所有権情報・研修館

ここで、特許庁図書館と独立行政法人工業所有権情報・研修館の差異について説明する。

特許庁図書館では、主に審査・審判以外の産業財産権に関する資料を収集及び整備をしている。一方、独立行政法人工業所有権情報・研修館では、主に審査・審判資料の収集とその情報提供を行っている。日本国内外の特許公報等の特許文献をはじめ、最新の科学技術文献、学術論文、新聞、カタログ等があり、審査・審判官及び一般向けに提供している。

特許等（特許・実用新案・意匠・商標）の公報は、かつては特許庁が運営した特許電子図書

館（IPDL）に蓄積・提供されていたが、現在は J-PlatPat² となって、工業所有権情報・研修館が公報の整備とその提供を行っている。（公報の発行そのものは特許庁）

万国工業所有権資料館時代には、現在の特許庁図書館と工業所有権情報館・研修館の両方の資料収集と提供を担っていた。かつては特許公報等を都道府県立図書館等公立図書館に地域閲覧拠点として無償で配送していたがこれが後に役立つことになった。特許庁が古い公報を電子化して総合資料データベース（特許電子図書館の前の名称、現 J-PlatPat）を構築する際に、戦災等により無くした公報は公立図書館の寄贈によって補完できた。

2.5 資料のデジタル化

特許庁図書館では、令和元（2019）年度から毎年約 50 冊、貴重図書類のうち劣化が著しいものから順次デジタル化を進めており、これまでに 334 冊がデジタル化された。このうち、比較的使用が多い資料は、高橋是清遺稿集、荒玉文庫、工業所有権制度百年史などである。利用者は、データを格納している電子媒体を図書館内に設置している PC で閲覧できる。

今後は、絶版になっていて館内利用が多い書籍や特許庁作成の出版物を順次デジタル化する予定である。また、利用者の利便性向上のため、デジタル化済図書類のテキスト化の可能性についても検討している。

3. 今後の課題と取組

特許庁図書館では、現在主に 4 つの課題があり、以下のように取り組みたいと考えている。

図書館の移転（庁内移転）に向けて、館内詳細レイアウトの検討を行うほか、開架・閉架の比率による図書の選別、蔵書配架の具体的な棚等の検討を進める。利用者ニーズの調査に加えて、専門図書館としての選書や魅力的な書籍の一層の掘り起こし等も考慮したい。

利用者増加のための広報企画として、効果的な広報の時期・方法について具体的に検討する必要がある。

蔵書の長期的な保全については、劣化が顕著な貴重図書類の電子化が一段落したため、新たな保全計画を策定し、デジタル化した貴重図書原本のより最適な保管方法の検討も行う。

図書館システムの更改作業では、国立国会図書館、デジタル庁、経済産業省システム部門、特許庁会計部門とのより緊密な連携を図る必要がある。皆様の御経験をお聞かせいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

（おかべ ひろし）
（さとう みつあき）

² 「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」 <<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>>

国立教育政策研究所教育図書館を見学して

支部農林水産省図書館 農林水産政策研究所分館 丸島 文乃

1 はじめに

令和6(2024)年9月30日、令和6年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員特別研修「国立教育政策研究所教育図書館見学」が実施され、中央館と各支部図書館から総勢23名が参加しました。本稿ではその際に見聞きしたこと、気付いたことや感じたこと等を中心に記述したいと思います。

2 国立教育政策研究所教育図書館について

霞が関の一角、重厚な外観の旧文部省庁舎に隣接して建つ30階以上ある2棟の高層ビル、中央合同庁舎第7号館の東館と西館のうち、東館(文部科学省内)の6階に国立教育政策研究所教育図書館(以下「教育図書館」)は位置しています。今回の見学参加者は2階入口のゲート内のロビーに集合し、全員揃ったところで6階の会議室に案内いただきました。



写真1 概要説明を受けた6階会議室

会議室でまず、国立教育政策研究所教育図書館司書の鈴木由美子氏と、同研究所総括研究官の江草由佳氏に、教育図書館の概要やデジタルアーカイブ等についてご説明いただきました。

2.1 概要

国立教育政策研究所の前身である国立教育研究所は、昭和24(1949)年6月に設立されました¹。その際に、「資料部」の中に図書館として設置されたのが現在の教育図書館となります。教育行政上の政策課題について、教育政策の企画・立案のための基礎的な調査研究や各種事業・共同研究が幅広く、活発に行われている²国立教育政策研究所の中で、教育図書館はそれら研究の支援として、資料の収集整理のほか、研究所員や文部科学省等職員だけでなく、教育に関する調べ物や学術研究をされる一般の利用者への資料提供も行っています。

教育図書館の主な所蔵資料は、和洋教育関係図書・雑誌を中心に、教科書、大学紀要、地方教育資料、各都道府県教育史や文部科学省(旧文部省)発行資料で構成されています。国立教育研究所の前身である教育研修所が継承してきた国民精神文化研究所の旧蔵書約7万冊を始めとし、教科書コレクションの基盤となっている国立国会図書館支部上野図書館³から昭和28

※本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、2025年2月6日である。

¹ 「文部省所轄国立大学研究所要覧 昭和25年9月1日現在」文部省大学学術局, 1950, p4.

<<https://dl.ndl.go.jp/pid/9577419>>

² <https://www.nier.go.jp/03_laboratory/02_mokuteki.html>

³ 現在は国立国会図書館国際子ども図書館

(1953)年に移管された明治以来終戦時までの教科書5万2千冊余⁴、その後も多くの寄贈、収集を経て、現在約54万冊となっています。

年間利用者数は、コロナ禍前は5,000～6,000人でしたが、コロナ禍で一般利用者の来館を休止したこともあり、現在は約3,200人となっているとのことです。

レファレンスでは、電話やメールで直接問い合わせできるほか、レファレンス協同データベース⁵も活用されています。教育図書館による令和5年時点での登録数は840件、年間アクセス数は157,653件と、専門図書館の中で最多のアクセスとなっているそうです。このため、国立国会図書館長から13回目となる御礼状が授与されています⁶。また、「教育図書館レファレンス事例集」⁷もHP上で公開されており、「教科書掲載作品を探す」といった、よく寄せられる質問に対して、調査プロセスや探すためのツールなどが分かりやすく紹介されています。

デジタルアーカイブについては、平成30(2018)年に明治150年記念事業の一つとして「近代教科書デジタルアーカイブ」⁸、「貴重資料デジタルコレクション」⁹等が作成されました。教育研究に資するデジタルアーカイブとしての完成度の高さや、デジタルコンテンツのオープン化や利活用促進の積極的な取り組みを高く評価され、「教育図書館近代教科書デジタルアーカイブ外3件」が、デジタルアーカイブジャパン・アワード2023を受賞しています¹⁰。

2.2 利用について

来館利用には、予約が必要となっています。電話かメールで連絡すると、「来館予約申込書」が送られてくるので、必要事項を記入、送付して予約し、来館した際には事前予約した資料を閲覧・複写することができます¹¹。

また、来館利用のほかに、教育図書館のサービスの大きな特色として、資料遠隔提供サービスがあり、来館しなくても欲しい資料のデータ等が入手できるようになっています¹²。

利用者からのデジタル提供申込が確認されると、まず著作権調査が行われ、保護期間が満了となっている資料に関しては、無料で資料がデジタルで送られ提供されます。著作権保護期間中の資料については、文献複写の郵送や、利用者の所属又は近隣の図書館への郵送貸出がなされます(こちらは有料となっています)。このデジタルでの資料提供は、コロナ禍で来館受付できなくなったことから始まったサービスとのことで、著作権調査を含め、早いものは数日で提供されているそうです。

⁴ 国立国会図書館五十年史編纂委員会編『国立国会図書館五十年史 資料編』国立国会図書館, 2001.3. [国立国会図書館請求記号: YH231-679]

⁵ <<https://crd.ndl.go.jp/reference/>>

⁶ <https://www.nier.go.jp/library/news_ref2023.html>

⁷ <https://www.nier.go.jp/library/ref_search.html>。国立国会図書館のレファレンス協同データベースに教育図書館が提供した事例のほか、調べ方マニュアル、アクセスランキング等参照できる。

⁸ <<https://www.nier.go.jp/library/textbooks/>>。国立教育政策研究所教育図書館が所蔵する教科書のうち、明治検定制度以前の「明治初年教科書」「明治検定教科書」「国定教科書」「旧制中学校教科書」「高等女学校教科書」「師範学校教科書」「暫定・文部省著作教科書」の本文をPDF形式で閲覧できる。

⁹ <<https://www.nier.go.jp/library/rarebooks/>>。「往来物・和算書」「教育制度」「教授法」「教科書・学習書」「教育用絵画」「教育双六」「掛図」等の貴重資料を公開している。

¹⁰ ジャパンサーチ。デジタルアーカイブジャパン・アワード(DAJアワード)2023。

<<https://jpsearch.go.jp/daj-award-2023>>

¹¹ 貸出は不可。

¹² <<https://www.nier.go.jp/library/remote.html>>

3 見学

以上の教育図書館についての解説を受けた後は、いよいよ館内の見学となります。2 グループに分かれて、図書館を閲覧室、書庫の順番で案内していただきました。

3.1 閲覧室

閲覧室には、閲覧席が 12 席あり、デジタルアーカイブや資料検索用の PC 端末、プリンター、コピー機、ロッカー等が書架とともに設置されていて、入口からカウンターを含めそれらすべてが見渡せる配置となっています。

閲覧室だけを見ると、こぢんまりとした図書館のように見えますが、その蔵書のほとんどが書庫にあるとのこと。閲覧室にある資料は、所蔵資料約 54 万冊中 3 千冊ほどで、主に新着本、和雑誌、現行の教科書等です。

入口から入って正面には、新着本コーナーがあり、新着本と一緒に先ほど説明のあった国立国会図書館長からの御礼状とデジタルアーカイブジャパン・アワード2023の賞状が飾られています。またその裏面には、研究所の方が執筆された書籍が配架されています。奥の書架の手前には、昔の教科書の豆本が作れる用紙と見本がブックトラックに置いてあり、教育図書館らしい遊び心が感じられます。

3.2 6階書庫

閲覧室のカウンター奥に事務室があり、その更に奥に研究所員も入れる書庫があります。こちらの6階書庫には10万冊超が収められており、そのうちの約4万冊は戦後の検定教科書となっています。書庫は電動集密書架で、人感センサーでの自動点灯式になっています。ある棚に目を移すと、同じ出版社から出ている同じ科目の教科書が、何十年も前の装丁が和装本のものから2020年代のごく最近の教科書まで順に並んでおり、その変遷を一目でたどることができます。



写真 2 閲覧室

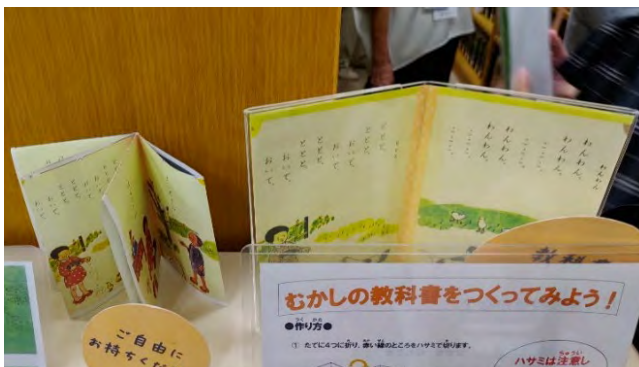


写真 3 昔の教科書の豆本



写真 4 6階書庫の書架

3.3 19階の書庫1と書庫2（貴重書庫）

次にエレベーターを乗り継いで19階の書庫に向かいます。通路窓からは霞が関が一望でき、眺望の良さに皆驚きながら先に進みます。6階と19階とで書庫が離れてしまっているのには理由があり、免震構造上、ビルの真ん中に重いものを置く必要があったため、19階に書庫や資料室等が設置されたとのことです。



写真5 展示していただいた貴重資料

19階には教育図書館の書庫が2つあり、一般資料を収める書庫1と、貴重資料を収める書庫2があります。どちらも6階書庫同様、電動集密書架となっています。



写真6 19階書庫2

書庫1では、奥にあるスペースで今回の見学ツアーのために特別に貴重資料を展示していただいていた。明治時代の授業風景としてお馴染みの「小学入門教授図解」¹³や、日本史の教科書や資料集等で目にすることもある「学制」¹⁴等の実物を、間近に見ることが

ことができました。これらはデジタルアーカイブの「貴重資料デジタルコレクション」でも参照することができます。

書庫2には、外国教科書や洋書、戦前教科書、新聞、地方教育資料等といった歴史的にも貴重な資料が配架されています。戦前教科書については、以前は資料保存のために資料一つずつに帙を作っていたとのことです。現在は業者に依頼し棚にはめ込むタイプの帙を作成し棚全体を埃等から守っているとのことです。



写真7 19階書庫2の棚にはめ込むタイプの帙

¹³ 鮮斎永濯画『小学入門教授図解』小林鉄次郎，1877. 国立教育政策研究所教育図書館貴重資料デジタルコレクション. <<https://www.nier.go.jp/library/rarebooks/teaching/K110-1.54/>>

¹⁴ 文部省『学制』[文部省]，1877. 国立教育政策研究所教育図書館貴重資料デジタルコレクション. <<https://www.nier.go.jp/library/rarebooks/seido/373.2-308/>>

4 おわりに

事前予約が必要な図書館ということで一見すると敷居が高いようにも思えますが、デジタルアーカイブの充実と資料遠隔提供サービスにより、図書館にわざわざ足を運ばなくても資料を入手できるという、誰でも利用しやすいサービスが提供されており、開かれた図書館であるようにも感じられました。

図書館運営という点についても、少人数での運営ながら効率的で、デジタル化やレファレンスに力を入れておられ、利用者のためにできることをコロナ禍の逆境で工夫され、現在でもそれをデジタル化推進またデータ構築の一つとして役立てていたり、また研究者との連携で予算確保をされていたり、様々な立案を積極的に実行されている様子がうかがえました。自身の所属する農林水産政策研究所の図書館が、同じく政策研究所に設置されている図書館で、職員数や規模感等の共通点の多いこともありつつ、事前予約の要不要や一般の利用者の複写の可否等、そのサービスの違いがあることもとても参考になりました。

今回、事前の入館予約が必要となっている図書館の、なかなか入ることのできない書庫内まで見学させていただくという、非常に貴重な機会を設けていただきましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

(まるしま あやの)

《参考資料》

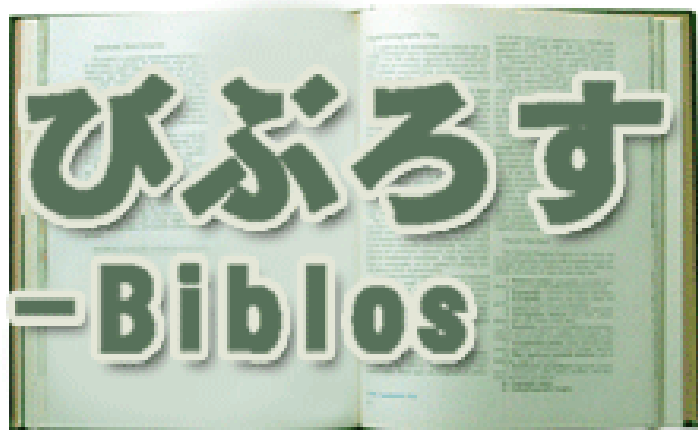
国立教育政策研究所教育図書館. <<https://www.nier.go.jp/library/index.html>>

『国立教育研究所十年の歩み』国立教育研究所, 1961. p1, 64, 131, 193. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3038900>>
文部科学省編『学制百五十年史』文部科学省, 2022.9, p378-381 (第四編 新時代を切り拓く人材の育成. 第一章 新時代の教育改革. 十三 国立教育政策研究所). <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12918713>>

鈴木由美子「専門図書館を見る(第252回) 国立教育政策研究所教育図書館」『専門図書館』(304), 2021.3, p.44-47. [国立国会図書館請求記号: Z21-3]

荒井英治郎「専門図書館を見る 国立教育政策研究所教育情報センター教育図書館」『専門図書館』(248), 2011.7, p.44-49. [国立国会図書館請求記号: Z21-3]

「令和5年度 国立教育政策研究所年報(第34号)」(令和6年7月発行).
<https://www.nier.go.jp/03_laboratory/kankou_nenpo.html>



100号

令和7(2025)年4月

発行 / 国立国会図書館総務部

ISSN : 1344-8412

web版もご活用ください

<https://www.ndl.go.jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館
National Diet Library, Japan